

4-⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する

取組 20 健康な体づくりを目指す健康教育・食育の推進

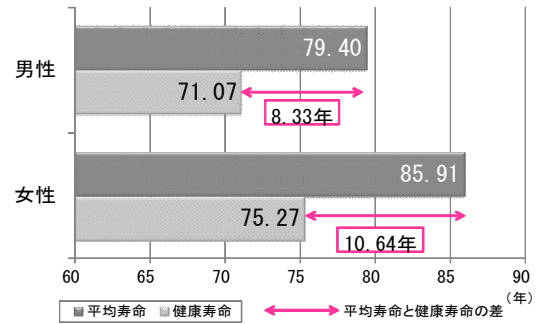
【担当所属：健康体育課 総合教育センター】

1 現状

本県における平均寿命と健康寿命（※1）との差は、全国平均よりはよい状況にありますが、男性で8.33年、女性で10.64年あります。

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

県民の平均寿命と健康寿命の差（平成22年度）



（資料：平均寿命は厚生労働省「平成22年都道府県別生命表」。健康寿命は厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」）

(1) 健康教育

① 子どもの頃から望ましい生活習慣を培うための健康教育を推進することは、将来（成人期、高齢期等）における病気の発症を予防し、ひいては健康寿命の延伸につながるものです。学校・幼稚園においては、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮し、教育活動全体で健康教育に取り組んでいます。

② 幼児及び児童生徒の生活習慣病予防については、各学校における健康診断の結果や国の「学校保健統計調査」等を参考に学校医の指導の下、健康教育や個別指導を行っています。一方で、国の「学校保健統計調査」における本県の肥満傾向児の出現率は、ここ数年、全国平均を上回っています。

③ 児童生徒が薬物乱用防止や性に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるよう、薬物乱用防止教室、性・エイズ教育講演会を開催しています。また、教職員を対象に薬物乱用防止や性・エイズ教育に関する指導者研修会を開催し、指導者としての資質向上を図っています。

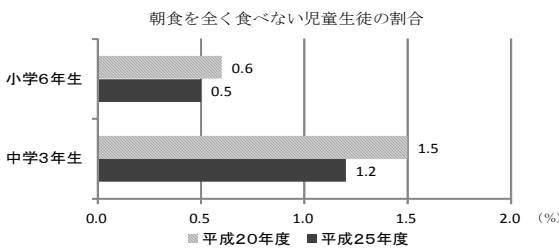
(2) 食育

① 食に関する指導については、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の6つの観点から指導を行っています。さらに、本県の児童生徒の食生活課題の改善に向けて、学級活動や関連する教科等の授業の中で「朝食欠食の改善」「野菜嫌いの解消」等について指導しています。

平成19年度からは栄養教諭を配置し、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食を効果的に活用した食に関する指導の充実に努めています。

また、食育推進連絡協議会を開催し、教職員の指導者としての資質向上を図っています。

i 朝食欠食状況



ii 栄養教諭の配置状況

平成19年度	平成25年度
6名	44名

iii 学校給食における県産食材使用割合

年度	基準	食材数ベース	重量ベース
	平成24年度		26.0%

② 幼児に対して、望ましい食習慣形成のために、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を高め、自ら進んで食べようとする気持ちが育つように指導を行っています。

(3) がん教育

平成22年度に施行された「がん対策推進条例」の中で、がんに関する正しい理解及び関心を深めるための教育が示されていることから、がん教育を推進するために教職員を対象に研修会を開催し、がん教育に関する知識の普及と意識の向上を図っています。

2 課題

- (1) 幼児・児童生徒の健康課題を把握して効果的な健康教育を実施すること
- (2) 児童生徒が生活習慣病や喫煙、飲酒、薬物、性に関する正しい知識と判断力を身に付け、実践できるようにすること
- (3) 栄養教諭等を中核とした学校・幼稚園、家庭、地域の連携を図り食育を推進すること
- (4) 学校給食における地産地消を推進すること

3 取組の方向

- (1) 幼児及び児童生徒の生活習慣病予防について、各学校・幼稚園において健康診断の結果や、国の「学校保健統計調査」等を参考に保健指導を行います。
- (2) 児童生徒が薬物乱用防止や性に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるようになります。
- (3) 望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等を中核とし、学校・幼稚園、家庭、地域が連携した食育を推進します。
- (4) 教育活動全体で食育を推進できるよう、教職員の食育に関する指導力向上を図ります。
- (5) 児童生徒が、生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、学校給食に地場産物を活用する取組を促し、食に関する指導を充実させます。
- (6) がん教育が実施できるよう、教職員の資質向上を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 各学校が健康課題を把握しその課題に取り組むことを明確にした「学校保健計画」等を作成し、学校医の指導の下、健康教育や個別指導を行います。
- (2) 薬物乱用防止教室及び性・エイズ教育講演会を開催し、児童生徒への指導啓発を図ります。各学校に対しては、講師の情報提供等を行い、開催を指導していきます。
- (3) 栄養教諭等を中核とし、学校・幼稚園、家庭、地域が連携して食育を推進するための実践的な調査・研究を行うモデル地域を指定するとともに、その具体的な取組や指導方法を紹介する事例発表会を開催し、普及を図ります。
- (4) 食に関する指導の実施状況を把握し、食育推進上の課題改善に向けた資料を各学校や幼稚園等に提供します。また、各種研修会を通じて食育先進校の取組や国及び県の最新動向を伝達します。
- (5) 家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させます。【取組9再掲】
- (6) 栄養教諭等を対象に、郷土食や地場産物活用による指導内容の充実に関する研修会を実施するとともに、地場産物を活用した献立を提供する取組を各種機会を捉えて実施します。
- (7) がん教育に関する知識の普及と意識の向上を図るための研修会や事例発表会を開催します。また、各学校でがん教育を実施するための教材資料等を作成します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 薬物乱用防止教室を開催している公立小・中学校、県立高校（全日制）の割合	小 58.7% (H24) 中 94.6% (H24) 高 95.7% (H24)	全校種 100%
(2) 性・エイズ教育講演会を開催している公立小・中学校、県立高校（全日制）の割合	小 60.2% (H24) 中 55.4% (H24) 高 97.1% (H24)	全校種 100%
(3) 朝食を全く食べない小・中学生の割合	小6 0.5% 中3 1.2%	小6 0% 中3 0%
(4) 学校給食における県産食材使用割合（食材数ベース） （重量ベース）	26.0% (H24) 62.9% (H24)	30% 80%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 児童生徒や保護者を対象にタバコの健康影響について講習会を行い、喫煙防止の普及啓発に取り組んでいます。
- (2) 生命の成り立ちや尊厳、自他に対する思いやりを育むため、児童生徒とその保護者を対象に、助産師が講義を行っています。【取組13再掲】
- (3) エイズに対する正しい理解と望ましい行動選択をとることができるようにするため、高校生やその保護者を対象にエイズ講演会等を開催し、地域のエイズ対策に関わる普及啓発活動に取り組んでいます。（以上、保健予防課）
- (4) 家族がそろって食卓を囲むことの大切さを児童生徒と保護者へ普及啓発するため、市町村や学校等では各種便りや献立表での周知、取組強化週間等を行っています。（食品安全課）
- (5) 「現任保育士」等研修の中で給食担当者への研修会を行い、幼児向けの食育を促しています。（子育て支援課）
- (6) 中学校等で薬物乱用防止教室を開催し、薬物の怖さについても重点的に説明を行っています。【取組16再掲】（薬務課）
- (7) 県内産米粉を使用した米粉パンを学校給食で提供しやすくするため、小麦粉パンとの価格差の一部を補助しています。（蚕糸園芸課）